

公表

措置状況報告書

(地方自治法第199条第14項に基づくもの)

対 象	都市建設部 令和2年度分(必要に応じて令和元年度分)事務事業
種 類	定期監査及び行政監査
監 査 日	令和 3 年 1 月 25 日
提出日(最新提出日)	令和 3 年 4 月 28 日
担 当	都市建設部 都市建設政策課 (内線3502)

指摘事項	措 置 状 況
1 適正な財務会計事務の執行について 岐阜市物品管理規則第14条は、「物品取扱員は、物品の納入があったときは、その契約条件の充足等につき検査のうえ受領し、支出命令書又は注文書兼請求内訳書の検収欄に認印を押さなければならない。」と規定している。 しかしながら、交通政策課、市街地再開発課、駅周辺事業推進課及び公園整備課において、物品の納入があったとき物品取扱員に任命されていない職員が検収し、検収欄に認印を押しているものがあった。 今後は、岐阜市物品管理規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。	・再発防止に向けた取り組みとして、物品管理に関する研修を行い、周知徹底を図りました。今後も毎年1回研修を行い、再発防止に努めます。 ・物品取扱員の不在等により検収できないことがないよう、物品取扱員を増員しました。
2 適正な事務執行について 印紙税法第5条は、別表第1の課税物件の欄に掲げる文書のうち非課税物件の欄に掲げるものは、印紙税を課さない旨規定し、同法別表第1は、契約金額が1万円未満の請負に関する契約書を非課税物件としている。 しかしながら、平成23年度から令和元年度までに締結した、岐阜市まちなか歩きガイド、岐阜市自転車散策マップぎふポタ及び三輪の歴史文化散策マップへの広告掲載にかかる契約書については、印紙税法上の請負に関する契約書に該当し、契約金額から非課税物件であるにもかかわらず、収入印紙を貼付するよう依頼したため、総額13,800円の誤納を発生させた。 今後は、印紙税法を遵守し、適正な事務執行に努められたい。	・令和2年度から広告掲載契約の案内通知文等の中の印紙の取扱いに関する記載を削除しました。 ・再発防止に向けた取り組みとして、事案判明後、マニュアルを作成し、印紙の取扱いに関する研修を行い、周知徹底を図りました。今後も毎年1回印紙取扱事務を行う時期の前に研修を行い、再発防止に努めます。 (研修実施日) 令和元年12月3日 令和2年7月28日